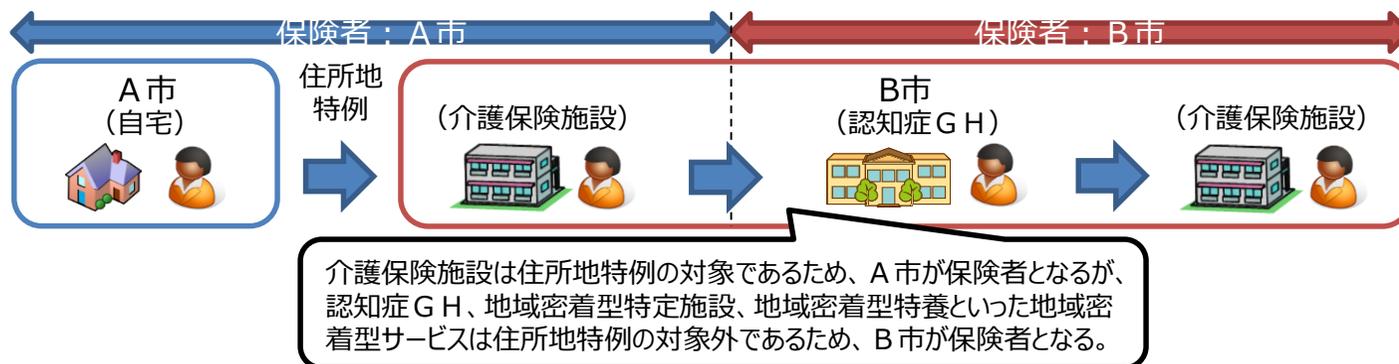


① A市からB市の介護保険施設へと移動した場合（通常の住所地特例）



B市の介護保険施設に住民票を移した場合（2以上の施設に順次移した場合も含む。）であっても、住所地特例によって、A市が引き続き保険者となる。

② A市からB市の介護保険施設、認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合



住所地特例の対象外である事業所等に住民票を移した場合、特例の適用から外れ、その後は原則どおり住民票のあるB市が保険者となる。

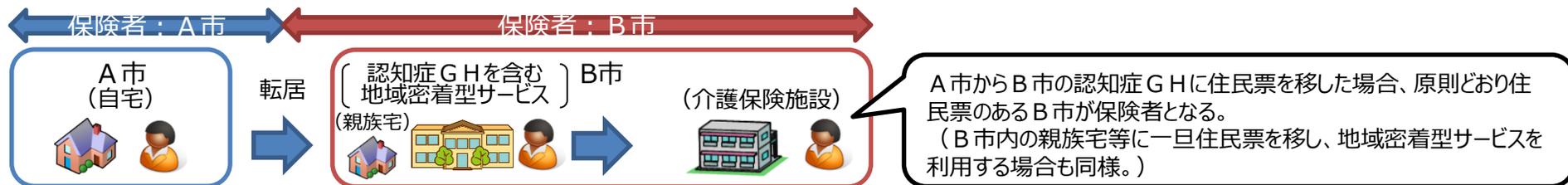
③ A市からB市の介護保険施設、A市の認知症GHと順次移動した場合



②のケースでA市からB市の介護保険施設に住所地特例で入所し、退所後、住み慣れた元の市町村であるA市の認知症GHを利用。（住民票はA市の認知症GH等に移す。）

住所地特例及び区域外指定による市町村間の関係性

④ A市からB市の認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合



⑤ 区域外指定制度の活用を図った場合 ※介護保険法第78条の2関係

